

令和5年11月20日

第11回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第11回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月20日(月) 午後2時00分から午後2時39分

2 開催場所 二本松市市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正	35番 遠藤 康子
36番 大内 信一	37番 安齋 秀明	38番 武藤 健之

4 欠席委員

農業委員

9番 佐久間 栄吉 委員、12番 根本 信康 委員、17番 松本 太 委員

農地利用最適化推進委員

33番 伊藤 金志 委員、35番 遠藤 康子 委員

5 遅参委員

農業委員

13番 佐藤 孝志 委員

農地利用最適化推進委員

27番 菅野 正寿 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第 3号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業
用施設等の届出について

第4 議案第67号 現況確認証明申請について

第5 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変
更申請について

第7 議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第71号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 筒崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第11回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中15名、推進委員18名中15名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、9番佐久間栄吉委員、12番根本信康委員、17番松本太委員、33番伊藤金志委員、35番遠藤康子委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、13番佐藤孝志委員、27番菅野正寿委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、3番大内和長委員、5番川口美奈子委員の兩名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第3、報告第3号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局　議案書3ページをご覧ください。

報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和5年11月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1について、XXXXXXXXXX、XXXXXXより、農業用倉庫建築のため、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出がありましたので報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

それでは、報告第3号について終わります。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第67号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第67号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、

面積2,639平方メートル。非農地の事由、20年以上前から耕作しておら

ず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、 、 、登記地目・田、現況地目・田、面積計1, 431平方メートル。非農地の事由、今後耕作する予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

23番（安齋 浩一）委員　23番、安齋です。議案第67号番号1及び番号2の調査内容を報告いたします。11月6日午前11時より事務局から高根局長、長谷川さん、及び馬場利正委員、齋藤弘美委員と私の5名で現地調査を行いました。調査の結果、番号1につきましては、隣接する山林と同様に樹木や竹が密集している状態で、原野の判定やむなしと判断いたしました。

番号2についてですが、隣接する農地もありますし、また樹木も生えていないということで、草刈り等により農地として利用できるものと判定いたしました。以上皆様の審議の程よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、それでは採決いたします。

議案第67号、番号1から番号2について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第67号、番号1から番号2については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号2につきましては譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては譲渡人の農業経営を移譲し、譲受人が農業経営を継承するため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書 6 ページをご覧ください。

番号 4 から番号 6 につきましては譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20 番（菊地 清吉）委員 20 番菊地です。議案第 68 号番号 1 について報告いたします。11 月 17 日 10 時 30 分から譲受人の■■■■さんの娘さん、■■■■さんと、松本太委員、伊藤金志委員 3 人で現地確認をしました。譲渡人の■■■■さんとは電話で確認し、議案内容に間違いのないことでした。調査結果、特に問題なく許可相当と判断しましたので皆様の審議よろしくお願ひいたします。以上です。

18 番（齋藤 弘美）委員 18 番齋藤です。議案第 68 号番号 2 について調査内容を報告いたします。11 月 14 日に譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんから内容を聞き取り、18 日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、この案件は下限面積撤廃による農地取得で、農地は家庭菜園に利用するということでした。検討の結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願ひします。以上です。

31番（遊佐 一夫）委員 遊佐です。議案68号の3を申し上げます。

11月16日9時より、安齋栄委員と■■■■さんと現地を確認しました。

■■■さんは息子で、親子で移譲ということで何ら問題はないと思いますので皆さんの審議よろしく申し上げます。

15番（遠藤 伝栄）委員 15番遠藤です。議案第68号番号4について

調査内容を報告いたします。11月19日、昨日の午前9時から譲受人の■■■

■■■さん、譲渡人の■■■さんにつきましては、何度電話を掛けても通じな

いってというようなことで行政書士の■■■さんに連絡しまして、この申請に間違

いないということを確認いたしました。なお■■■さんについては現地にて

詳細を確認してまいりました。調査の結果、特に問題がなく許可相当と考えま

す。皆さんのご審議よろしくお願いたします。

8番（安齋 喜八）委員 8番安齋です。議案68号5について現地内容の

報告をいたします。去る13日に両者に電話で確認しまして申請内容の確認を

しました。なかなか日程が調整できなくて現地では一緒にできなかったのです

が、17日、佐藤薫委員と現地を確認して、内容的には事務局説明のとおりで

ありまして、■■■さんの土地の隣接しているということで、特に問題はござい

ませんので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。以上です。

6番（武藤 一夫）委員 議案第68号6番について調査結果をご報告いた

します。10月16日午前8時30分より、私と最適化推進委員の菅野正寿さ

ん、あと譲渡人■■■さん、譲受人■■■さん、4人で現地にて確認をし

てまいりました。内容は事務局の説明のとおりでございます。何ら問題なく許可相当と思えますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

6番（武藤一夫）委員 1つ確認しておきたいのですが、先程農地の譲り渡して、農地新規就農ということで説明あったんですが、調査の結果からすると家庭菜園だっていうことなんですが、その辺のもし違いがあるのか、家庭菜園でも農業と認められるのかその辺を一式説明をお願いいたします。

事務局 ただいまの質問にお答えします。本案件につきましては委員のほうからご説明あったとおり、家庭菜園程度の規模というところで、この案件につきましては、現在■■■■さん、譲渡人の方なんですけども、こちらの■■■■■■■■■■のお家を、譲り受ける側の■■■■さんが購入するというので、この■■■■■■■■■■に隣接する、今回の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■について、お家と合わせて3条で購入するというような内容であります。以上です。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

6番（武藤一夫）委員 了解しました。

議長（奥平貢市）会長 その他質問ご意見ございますか。

無いようですので採決いたします。

議案第68号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第68号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和5年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第70号番号6と同一事業になります。

当初計画者である譲渡人が店舗を建築する計画でありましたが、社会情勢等の変化により建築が困難となったため、譲受人が土地を譲り受け、一般住宅を建築します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

37番（安齋 秀明）委員 37番安齋です。議案第69号番号1について調査内容を報告します。11月19日15時25分より農業委員の野地太郎さん、推進委員の佐藤孝さんと3人で譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。当初[]さんが、事務所駐車場を建設予定で転用しましたが、諸事情により建築できなくなり、そのまま放置してありましたが、譲受人の[]さんが土地を譲り受け、一般住宅を建築するとのことでした。なお議案第70号番号6と同一事業です。調査の結果特に問題がないため、許可適当と考えます。よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第69号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第69号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第70号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和5年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請になります。

昭和58年頃から使用していた車庫が違反転用状態であることが判明したため、申請します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。

平成20年頃から使用していたカーポート等が違反転用状態であることが判明したため、申請します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号3、県北地域に皮膚科診療所が不足しているため、申請地に計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号4、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に宅地分譲を計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、既存駐車場が手狭となるため、申請地に駐車場を設置します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号6、議案第69号番号1と同一事業になります。

同居人増加により手狭となるため、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で

あり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号7、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地 清吉）委員 20番菊地です。議案第70号番号1について報告いたします。11月17日10時から行政書士の■■■■さんと松本太委員、伊藤金志委員3人で現地確認をしました。譲渡人■■■■さんと譲受人■■■■さんには電話で確認し、議案内容に間違いのないことでした。顛末書も出ていることから、許可やむなしと判断しましたので皆様の審議よろしく願います。以上です。

18番（齋藤 弘美）委員 18番齋藤です。議案第70号番号2について調査内容を報告いたします。11月14日に譲渡人■■■■さんと譲受人■■■■さんから内容を聞き取り、18日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。違反状態のまま駐車場や通路に使用していた

ということで顛末書が提出されています。調査の結果、他に通路がないので今回はやむを得ず許可をすると判断しましたのでご審議よろしく願いいたします。以上です。

(午後2時26分 13番 佐藤孝志 委員 入室)

7番(安齋 栄)委員 7番安齋です。議案第70号番号3、4について調査内容を報告いたします。まず3号から、去る16日9時40分、貸付人の[]さんの代理人で、どうしても[]さん都合が悪いということで、測量屋の人を代理人にいたしますからということで、[]の常務の[]さんから、遊佐一夫推進委員とともに現地にて、聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。また借受人の[]さんは窓口となっている[]さんも[]さんも当日都合が悪いということで、それでは電話で申請に間違いはないですかということをお聞きしましたら、間違いはないということでした。内容は事務局説明とおりです。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしく願いします。

次に番号4について、同じく16日午前10時から譲渡人の[]氏、譲受人の株式会社[]の代表取締役[]氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりと言いたいんですが、汚水無しということだったので、汚水は浄化槽に、合併浄化槽を使用して下水するということでした。隣地等に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしく願いします。以上です。

36番（大内 信一）委員 36番大内です。議案第70号の5について調査内容を報告いたします。11月の15日午後より[]さん宅に、農業委員の佐藤孝志さんがお伺いしまして、いつ頃よろしいですかという事で相談行つたんですが、高齢のため歩くことが大変だということで、議案書と地図をもとに確認をいたしました。また、[]さんも高齢のため歩くことが困難ということで、議案書と地図にて確認をいたしました。株式会社[]代表取締役[]さんのところに孝志さんがお伺いしまして都合どうでしょうかという話になりまして、次の日の16日9時に現地にて確認したいということで、16日9時より農業委員の佐藤孝志さんあと私、[]の[]さん他従業員の人1名の4人で現地を、地図をもとに確認して間違いないということで確認いたしました。なお内容は事務局説明のとおりです。別に問題がないためご審議の方よろしく願いいたします。以上です。

37番（安齋 秀明）委員 37番安齋です。議案第70号番号6について調査内容を報告します。11月19日15時25分より農業委員の野地太郎さん、推進委員の佐藤孝さん3人で譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。許可が下りれば12月に着工予定だそうです。なお、議案第69号の番号1と同一事業です。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。よろしく願いします。

15番（遠藤 伝栄）委員 15番遠藤伝栄です。議案第70号番号7につ

いて調査内容をご報告いたします。譲受人の■■■■■さんにつきましては、
11月の13日の夜ですね、電話で話をお聞きいたしました。だいぶこの方あ
ちこち土地持っておりますんで、年齢的に高齢になったということで、これか
ら機会があればどんどん手放したいというような話でございました。譲受人の
株式会社の■■■■■につきましては、大阪府ということなんですが、ちょ
っとわからなかったので行政書士の■■■■■さんに11月19日、昨日の9時30
分に現地に来ていただきまして、お話をいただきました。営業所は郡山にある
んだということですが、昨日は日曜日だったために担当が来れないというよう
なことで、■■■■■さんから詳しく話をいただきました。内容は事務局説明のと
おりで、許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許しま
す。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第70号、番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛
成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第70号、番号1から番号

7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第71号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（午後2時38分 27番 菅野正寿 委員 入室）

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、11月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書15ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区、16筆、計15、228平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書13ページの番号4になります。

また、議案書13ページの番号4については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号4につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決に入ります。

議案第71号、番号1から番号4について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第71号、番号1から番号4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第11回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時39分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年11月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員